

2025/3/19 3次公募説明会 事務局HP公表QAの一覧

No	質問内容	回答
1	加点点項目は項目数に応じて、加点点されるのでしょうか？	・審査基準の詳細については、回答を控えさせていただきます。
2	早期投資に係る加点点がなくなりましたが、例えば1年目に前倒し支出をした方が通りやすい等は全く考慮されないということでしょうか？	・審査基準の詳細については、回答を控えさせていただきます。
3	賃上げ条件を満たせなかった場合の補助金返済の仕方、条件(一括／分割返済、支払い利息など)を教えてください。	・採択後に補助事業の手引きにてご案内させていただきます。
4	県や市の補助金や助成金と同時に応募することは可能でしょうか？ 採択決定から発注などのスケジュールについてもお伺いしたいです。	・地方公共団体など、国以外の団体からの補助や、利子補給・融資などの補助を受ける設備は、本事業の補助対象となり得ます。本補助金以外の制度の規定として、本補助金との併用に問題がないか予めご確認ください。 ・公募要領の「2.申請手続き（1）公募スケジュール」に記載の通り、採択発表は6月下旬頃、交付決定は9月中旬以降を予定しております。ただし、スケジュールは現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。最新の情報は、事務局のホームページでご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
5	・中小企業成長加速化補助金との同時申請は可能ですか？ 同時申請した場合の有利不利はありますか？ ・工事の開始が採択後であって、完了が2027年末以降になる場合は、補助金の対象になるのでしょうか？	・中小企業成長加速化補助金と同時に公募申請することは可能ですが、他の国の補助金に採択された際は、速やかに本事務局にご連絡ください。 ・完了が2027年末以降になる場合は、対象となりません。本補助事業の対象経費は、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業期間内（2027年12月末まで）に納品、検収、支払等の事業上必要な手続きがすべて完了したものとします。
6	社内の業務改善のための複数のプロジェクトを合算して申請が可能でしょうか？	・補助事業の目的・内容が一体的であれば、投資場所が複数地域になる場合も対象になります。 ・例えば、生産工程の増強によって供給能力が上がっても、作ったものを効率的に卸していくことができれば売り上げの拡大につながるもので物流機能についても増強を行い、自社内のバリューチェーン全体を強化するというのは、補助事業の内容に一体性があると言えます。
7	新工場建設等で補助対象の条件を詳しく知りたいのですが？	・新工場建設は、補助対象経費区分（1）建物費（専ら補助事業のために使用される建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費）に該当します。公募要領の「1.事業の概要（6）補助対象経費」に詳細な条件の記載がございますので、ご確認ください。
8	事業開始へ向けたパート勤務者の新規雇用等により、基準年度の事業部門の人数が、直近事業年度より大幅に増えることが予想される場合、1人当たりの給与支給総額が下がるのは避けようがないと思われる。この場合の1人当たりの給与支給総額について事務局の見解をお聞きたいのですが？	・いただいたケースにおいても、1人当たりの給与支給総額の算出に係る従業員は、補助事業の終了後3年間の補助事業に関わる従業員（非常勤含む。）となります。
9	省として成長投資補助金を積極的に給付したい業界はありますか？	・特にございません。
10	中小企業から中堅企業への移行に対して加点点措置についてお伺いします。要件のひとつに「本事業の公募開始日から直近1年間以内に、減資および従業員の減少なし」とありますが、これは具体的にどのように判定されるのでしょうか？	・審査基準の詳細については、回答を控えさせていただきます。
11	今回追加された各加点点が審査上どのように反映されるか、どのようなインパクトがあるか教えてください。	・審査基準の詳細については、回答を控えさせていただきます。
12	採択されている事業者の一覧を見ると、製造業の事業者が多いように見受けられますが、製造業の設備投資で採択されている事業者と、それ以外の事業者の割合を教えてください。	1次公募採択者の補助事業の業種別割合は、以下の通りです。 製造業：84％ 卸売業・小売業：5％ 運輸業・郵便業：4％ 上記に加え、建設業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、サービス業その他に関する事業も採択されています。 2次公募採択者の補助事業の業種別割合は、以下の通りです。 製造業：65％ 運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業：8％ サービス業その他：5％ 上記に加え、建設業、不動産業・物品賃貸業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉に関する事業も採択されています。 なお、本補助事業は、大規模な投資による持続的な賃上げの実現に資する事業を採択しており、産業種別による優遇等はございません。
13	1次書類審査について定量的に審査するところがあるが、収益計画などの数値のみで判断されるのでしょうか？	・審査基準の詳細については、回答を控えさせていただきます。
14	ホテルの建設です。厨房機器、ホテル家具、装飾物等は機械設置費用として補助金の対象になりますか？	・汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費は本補助金の対象外となります。家具や装飾品は汎用性があり目的外使用になり得るケースが多いため、補助対象外となる可能性があります。本事業の主旨に即しているかという観点のもと、審査時に経費区分ごとに最終判断をさせていただきます。 ・また、厨房機器、ホテル家具、装飾物等をすでに取得されており、設置費用のみ申請される場合においては、本補助金の対象外となります。

2025/3/19 3次公募説明会 事務局HP公表QAの一覧

No	質問内容	回答
15	土地が賃借の場合でも本補助金の申請は可能でしょうか？	・賃借の土地にて補助事業を実施する場合、本補助金への申請は可能です。
16	下記が補助対象経費となりうるかご教示ください。 1. 葬儀ホールの建設（自社の葬儀サービスを提供する施設） 2. 葬儀式場予約システムの開発 3. 既存印刷工場の修繕、改築	・建物の建設、改修等に要する経費は、「建物費」に該当し、専ら補助事業のために使用される建物について、補助対象となります。詳細は、公募要領の（6）補助対象経費（1）建物費をご確認ください。 ・一方で、情報システム等の開発は、事業にかかる自社の人件費に該当すると見受けられるため、補助対象外となります。専ら補助事業のために使用される情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費は補助対象となります。詳細は、公募要領の（6）補助対象経費（3）ソフトウェア費をご確認ください。
17	複数拠点を建設予定地の検討から始め、建設する長期計画のため交付申請時に必要な見積もりを全て提出することが難しいと考えている。各年度ごと等、分割して交付申請等は可能でしょうか？	・採択後に補助事業の手引きにてご案内させていただきます。
18	「実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外」と記載ありましたが、陸上養殖は対象になるでしょうか？	・陸上養殖は、「大分類・漁業、中分類・水産養殖業（日本標準産業分類より）」に該当いたしますので、本補助事業の対象外となります。ただし、同一構内の工場において専従の常用従業員を用いて、養殖した海産物の加工や海産物を用いた料理の提供を行う場合など、2次又は3次産業分野に取り組む場合に必要経費は、補助対象となります。
19	事業主体は二次産業ですが、本制度を活用しようとしているのは一次産業になるのですが、利用可能でしょうか？具体的には栽培施設でのAIロボットでの自動採取ユニットの設置です。	・栽培施設にAIロボットを導入される事業と推察します。 ・仮に、貴社がAIロボットでの自動採取ユニットの製造・設置を事業としている場合は、1次産業には該当しないため、補助対象となります。ただし、AIロボットの生産性向上に関わる設備投資が補助対象となります。 お問合せ頂いたケースは、AIロボット事業者の取引先である1次産業事業者に設置するものとお見受けします。この場合は、設備投資ではなく、通常の取引と考えますので、補助対象外となります。 ・一方で、貴社が1次産業従事者であり、AIロボットを購入・設置し、生産性を向上させる狙いの場合、1次産業となるため補助対象外となります。
20	「建物費」は単なる土地の取得等は含まれないとのことですが、設備増築の為に取得する場合には、その価格を含めてよろしいのでしょうか？	・土地代は、補助対象外経費となります。
21	採用予定はあるが、現状社員がいない場合も本補助金の対象になるのでしょうか？	・現時点で補助事業に係る従業員及び役員がいない場合でも、本補助金の対象となります。
22	こちらの補助金は次年度もありますでしょうか？	・予算に余裕がある場合には、4次公募を実施予定です。
23	売上規模は15億円程度です。採択平均を見ると50億円近い会社が採択されているようですが、規模は審査に多少影響あるのでしょうか？	・審査基準の詳細については、回答を控させていただきます。
24	外貨建請求等に対する取り扱いについて教えてください。	・採択後に補助事業の手引きにてご案内させていただきます。
25	建設工事の費用支払いが3回に分けて発注時、途中、完工時の支払いとなる場合は、それぞれのタイミングでそれぞれの金額を申請すればよろしいのでしょうか？	・全ての事業工程をまとめて交付申請頂く必要があります。事業全体の見積を取得いただけますようお願いいたします。
26	重複案件の考え方について具体的にご説明いただけないでしょうか？ 1次公募で採択いただいている事業と同種の生産工場（予算50億前後）を異なる県で建設し、更なる生産力向上を計画しております。この場合は3次公募に申し込めないのでしょうか？ 何か他の補助事業があればご紹介ください。 新規雇用創出と賃上げも積極的に行って参ります。	・お問合せいただいた内容ですと、公募要領の以下に該当し、重複案件となります。 <公募要領より> 以下の要件のいずれかに該当する場合、重複案件となります。 i. 1次公募または2次公募にて採択された補助事業と、3次公募での申請対象事業が、日本標準産業分類において同一の小分類に事業区分される場合 ・他事業のご案内につきましては対応しかねます。ご了承ください。
27	賃上げをして従業員のモチベーションを上げたいという目標のもと、新社屋を建設予定です。この場合は補助事業に当てはらないのでしょうか？新社屋で従業員のモチベーションが上がると考えられますがいかがでしょうか？	・新社屋を利用する従業員様が当該事業に限定されている場合であれば、認められる可能性があります。
28	補助率1/4の場合の補助上限額も50億円の間違いないでしょうか？例えば、投資総額200億円で1/3の補助だと、1/3は66.6億円ですが50億円が上限となります。1/3補助に採択されず1/4補助に採択された場合は、200億円×1/4で50億円となる認識で間違いないでしょうか？	・いただいたケースにおいては、相違ありません。 ・参考までにはなりますが、以下の例においては補助率1/3と1/4で補助金交付額が異なります。 ・150億円の投資 →1/3補助の場合、50億円の補助 ・150億円の投資 →1/4補助の場合、37.5億円の補助
29	新工場建設に向けて「見積段階」で金額はこれからのものについての申請は可能でしょうか？	・ご認識の通り、金額は見積もり段階で申請可能です。ただし、公募申請時に計上していない経費を交付申請時に新たに計上することは原則認められませんので、ご注意ください。
30	補助率1/4を許容する、で申請した場合、補助率1/3で採択されるという事は無い、ということでしょうか？	・「補助率1/4を許容する」で申請した場合においても、補助率1/3で採択される可能性はあります。

2025/3/19 3次公募説明会 事務局HP公表QAの一覧

No	質問内容	回答
31	専門家経費とは、本補助金申請のためのコンサルタント費用も対象になりますか？	・本補助金申請のためのコンサルタント費用は、対象外経費です。
32	対外的な公表とはどのように（どのような媒体で）公表することを想定していますでしょうか？	・申請事業者様のHPやプレスリリース等で公開頂くことを想定しています。
33	新工場建設で現在設計段階の場合、工場建設が採択後の場合問題はないでしょうか？ ※設計費用は申請いたします	・採択後の建設で問題ありません。
34	様式1に記載する代表者名は2次でプレゼンテーションを予定している代表者名を記載するのでしょうか？	・プレゼンテーションの対応頂く方は、代表権を保有する方となります。例えば、申請者名が代表取締役社長、プレゼンテーションが代表取締役専務といったケースは問題ございません。
35	プレゼンの経営者とは代表取締役、限定でしょうか。例えば代理の取締役でも問題ないでしょうか？	・公募要領に記載している通り、経営者以外の役員や事業責任者が同席し補足説明することも可能となりますが、経営者（代表取締役社長・会長等の代表権を持つ方）の出席・説明が必須となります。もし病気・忘引き等で代表権を持つ経営者がプレゼン審査に参加できない場合は、速やかに問い合わせフォームにお問い合わせください。
36	どのタイミングで申請するのがベストでしょうか？ 弊社は新規工場を予定しており土地を購入しましたが、ボーリング調査や下水調査が済んでいます。よって工場の設計や設備の選定もまだ先となります。稼働予定としては2027年中旬から下旬ごろを計画しております。	・現在は、工場や設備の内容が不透明な状況とお見受けします。この場合、見積取得が困難なのではないかと推察致します。一定の精度を持った見積を以てご申請頂くようお願いしておりますため、見積精度が確保できる時期を事業者様にてご検討くださいますようお願いいたします。
37	みなし大企業とみなされる親会社の基準は、常時使用する従業員数のみで良いか？	・親会社は、議決権の50%超を有する子会社を有する会社となります。
38	締め切りの5営業日前までに申請すると申請内容の不備の確認をいただけるとのことでしたが、4/21（月） 23:59までという認識で合っておりますでしょうか？	・ご認識の通りです。
39	「補助事業にかかる財務数値」ですが、精緻に売上総利益を算出することが困難です。標準原価などを基として計算する方法でも問題ありませんか？	・精緻な売上総利益算出が困難な場合（例：新会社設立等）には、標準原価等を基準として計算する方法で問題ありません。 ・補助事業単体での金額算出が困難な場合（例：全社で費用を算出しており、補助事業単位の費用がわからない等）には、総売上に占める補助事業の売上の割合より按分することで計算ください。
40	賃上げの従業員への表明は採択後でも可能でしょうか？	・可能です。交付決定前に賃上げ目標を従業員等に表明いただきますようお願いいたします。
41	プラントの発注先が、特殊な技術を取り扱うためにみなし同一法人になってしまう可能性が高いです。この場合は、補助対象外になるのでしょうか？	・原則として、みなし同一法人人間の支払いは、補助対象外経費となります。ただし、本事業の主旨に即しているかという観点のもと最終判断をいたしますので、詳細は事務局サポートセンターへお問合せください。
42	令和7年4月給与より賃上げした場合、3年計画の1年目にカウントされますでしょうか？	・令和7年4月は、3年計画の1年目に含まれません。3年計画の1年目は、補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）となります。